# 論 説

## 第63回 IFA 総会における PE 認定を巡る議論

- "Is there a permanent establishment?" -

税務大学校研究部教授 伴 忠 彦

## **♦**SUMMARY**♦**

平成 21 年 8 月 31 日から 9 月 3 日にかけてバンクーバーで開催された IFA (国際租税協会) 第 63 回総会における 2 つのメインテーマのうちの 1 つは、各種の恒久的施設(Permanent Establishment: PE)の認定であった。PE 認定を巡る議論は、主として論題 I 「PE の認定 (Is there a permanent establishment?)」とセミナーA「代替的 PE 規定(Alternative PE rules)」において行われた。

PE を巡っては、OECD を中心として、帰属利得の計算方法の世界的統一に関する長い議論が、現在その最終局面に入っている。しかし、帰属利得計算の大前提となる、PE の存否又は範囲を巡る基準の明確化や再検討も、帰属利得計算の統一化が求められるのと同様の根拠から、同等の重要性を有していると考えられる。従って、PE 認定問題が今回の IFA 総会の主要論題とされたことは、大きな意義を有するものであろう。

本稿は、そのような観点から、税務大学校から本総会に出席した筆者が、論題 I 及びセミナーA における PE 認定を巡る議論の概要を報告するものであり、そこに関連する我が国税制上の PE 認定に係る規定の確認・比較と、代替的 PE 規定の中で中心的に取り上げられていた「サービス PE」についての考察を加えたものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次
本稿の目的138
Ⅰ. 論題Ⅰの概要139
1. PE の歴史 ·······139
2. 事例 1 (顧客の施設での人的役務提供)
3. 事例 2(サブコントラクターの活動)141
4. 事例 3(コミッショネア契約)143
II. セミナーA(代替的 PE 規定)の概要145
1.代替的 PE の意義 ······145
2. サービス PE ······145
3 . 保険業 PE······146
4. オフショア天然資源開発活動に係る PE
5. 代替的 PE に係る米国の観点
Ⅲ. 我が国の PE(特に代替的 PE)規定 ·······149
1. 我が国の伝統的 PE 規定 ······149
2. 我が国租税条約上の代替的 PE 規定 ······149
3. PE 認定に係る実務151
IV. サービス PE に係る若干の考察152
1. PE の分類とサービス PE の位置付け ·······152
2. 米加条約の影響152
3. サービス PE 規定に対する批判153
4. サービス PE の将来性 ······153

### 本稿の目的

平成 21 年 8 月 31 日~9 月 3 日にかけてバンクーバーで開催された IFA (International Fiscal Association) の第 63 回総会における 2 つのメインテーマ(1)のうちの 1 つは、各種の恒久的施設 (Permanent Establishment: PE) の認定を巡る問題であった。本稿は、そこで行なわれた議論の内容報告を第一の目的とし、そこに関連する我が国制度との比較と、若干の考察を付加したものである。

事業所得の国際的な課税権配分ルールとして確立されてきた PE 課税は、その認定と帰属利得計算という2つの大きなプロセスを踏

む。OECD は、帰属利得計算方法に係る各国の認識の相違から生じる二重課税や課税の空白を防止するため、計算方法の世界的な標準化(AOA: Authorized OECD Approach)を推進してきた。10年以上に及ぶ作業は、各国の関心を集めつつ、2010年のモデル条約第7条本文及び同条コメンタリの改訂に向けて最終局面に入っている。

この長く深い議論は、PE 認定問題には触れていない<sup>(2)</sup>。しかしながら、帰属利得計算の大前提となる PE の存否判定要件の明確化と再検討は、AOA が必要とされるのと全く同じ理由から、同等の重要性を有するであろう。今回の IFA 総会において、PE の認定問題が

主要議題として取り上げられたことは、大きな意義を有するものと考える。

PE 認定に係る議論は、論題 I 「PE の認定 (Is there a permanent establishment?) と、セミナーA「代替的 PE 規定 (Alternative PE rules)」で行なわれた。 論題 I は 3 種類 の伝統的な PE の認定問題に対するパネリス トの解釈と議論、セミナーA は各種の代替的 PE の形態や問題点等に係る担当パネリスト の説明と考察が中心であり、いずれも結論よ り、多くの角度からの議論と問題意識を深め ることに主眼を置くものであった。ここでは、 これらの議論の概要を第Ⅰ章(論題Ⅰ)と第 Ⅱ章 (セミナーA) で報告する。第Ⅲ章では 関連する我が国制度の規定を整理・比較し、 最後に第IV章で、代替的 PE の中でも中心的 に扱われていた「サービス PE」に係る若干 の考察を付け加える。

以下、特に断りのない限り、OECD モデル 租税条約の 5 条を単に「5 条」、5 条に関する コメンタリのパラグラフ番号を単に「パラ〇」 と記す。また、法人税法 141 条一号に定める 最も基本的な PE 概念(事業を行なう一定の 場所)を「固定的 PE」、二号の概念を「建設 PE」、三号の概念を「代理人 PE」、これら 3 種類を総称して「伝統的 PE」と記す。これに対し、伝統的 PE 以外の PE 実例をそれぞれ「サービス PE」、「保険業 PE」、「オフショア PE」、「大規模設備 PE」(以上は IFA の議論に登場)、「芸能人 PE」と記し、これらの総称として「代替的 PE」の用語を用いる。

なお、本稿に潜在する内容の不備は全て筆 者の理解不足等の責に帰するものであり、意 見にわたる部分は、全て個人的見解である。

#### I. 論題 I の概要

冒頭で5条に規定される伝統的PEの概念と歴史が説明され、続いて伝統的PEに係る3つの事例(①顧客の施設内で働く自由職業

者の「事業を行なう一定の場所」の存否、② 建設 PE におけるサブコントラクターの活動 の位置付け、③コミッショネア契約者の代理 人 PE 該当)性について、パネリストによる 議論が行なわれた。また終盤には、OECD が PE の定義の整理に係る新たなプロジェクト を設置する旨のアナウンスがあった<sup>(3)</sup>。

## 1. PE の歴史

恒久的施設 (Betriebstätte) の概念はドイツの事業関係法に由来する。19世紀の第二次産業革命が大規模な製造プラントや固定資産への投資を増大させ、労働者の永久的な移住や一時的な移動が盛んになる中、ドイツ連邦内では事業所得に関して比較的広い源泉地課税が認められていたが、プロイセン王国とザクセン王国の税法は、源泉地課税について事業施設の存在を要件としており、課税範囲を限定していた。国際条約としては、1899年のプロイセンとオーストリア=ハンガリー二重帝国の租税条約の原型となった(4)。

20世紀に入り、輸送手段の発展は第三世界と先進国との原材料取引を増加させ、大規模で国際的な建設工事も行なわれるようになった。これに伴い、12ヶ月ルールによる建設PEや、代理人PEの概念が導入された(後に独立代理人がPEから除外される)。プロイセン最高裁の「煙突掃除判決(The "Chimney Sweep" decision: 1907)」では、事業を行う一定の場所と、期間制限のない利用の権限が要件として確認された。

第二次大戦後、サービス産業や国際的な事業の可動性の増加、オフショアの石油産業の隆盛等に伴って PE に係る恒久性の要請は次第に後退し、事業の場所や固定性が広く捉えられるようになる。21 世紀の問題としては、多国籍企業グループ内での事業再編、元請業者の PE としての下請業者の活動、コミッショネア契約に係る PE 認定等が挙げられる。

## 2. 事例 1 (顧客の施設での人的役務提供)

## (1) 事例

R国の居住者で、専門的なコンピュータ関連のトレーニング・サービスを行なう独立コンサルタントである個人 P は、S 国法人 C 社と契約し、S 国の C 本社(広い敷地内に 6 つの主要ビルがある)内で、C 社員に 20 ヶ月以上の指導を行なう。期間中、P は C 社員に対し、本社ビル内の事務室やトレーニングルームで指導を行なった。これらの部屋は、Pが指導の準備をしたり、個別の質問に答えたりするためにも使えた。P は、通常の業務時間内ならば敷地内のほとんどの場所に立ち入り可能なセキュリティ・カードを与えられており、契約履行には C の施設を排他的に使用しなければならない。

## (2) パネリストの意見

本事例は、個人事業者に係る固定的 PE の認定問題である。議論は、①「事業を行なう場所」か、②それは「一定」か、③P はその場所を「通じて事業を行なっている」か、の判定を中心に行なわれた。

#### 【PE 認定に肯定的意見】

- ◆ 商業的及び地理的にまとまっていれば (coherent whole)、「場所」の該当性が ある (パラ 5.1)。商業的には、C との契 約が単一なので該当する (パラ 5.3)。地 理的には、同一敷地内の建物群として該 当する (パラ 5.4「銀行支店の例」)。
- ◆ インドは、商業的・地理的まとまりのいずれかを満たせば良いと考えている<sup>(5)</sup>
- ◆ 契約には期間的な限界はあるものの、事業の性格が短期間で遂行されるような性格のものである場合でも、PE は存在し得る。また、6ヶ月が一つの基準とされる多くの例がある(パラ6)。本件は「一定」の要件を充足する。
- ◆ C のビルは P にとって自由 (at the disposal) になる場所であり、P はその場所に存在し、そこを通じて事業の最も

重要な機能を遂行している。また、この期間のPの事業はCへの役務提供が全てであり、それがCのビル内で行なわれているため、Cの建物はPのPEを構成する(パラ4.5「塗装業者の例」)。

#### 【否定的意見】

- ◆ パラ 4、4.2、4.5、4.6 などの概念や例示 は、契約義務を履行する場所を PE に変 えようとするのか。活動の場所的集中 (localization) と、活動の場所の道具的 機能 (instrumental function) の概念は 異なる。本件が PE 認定される場合、サ ービス PE との違いが明確ではない。
- ◆ ドイツ連邦裁判所は、国内の NATO 空 軍基地で航空機の清掃をする外国法人 が、社員の着替え・休息・待機等のため に台所とシャワー付きの部屋の使用を 許可され、清掃用具や洗剤等は全て軍か ら提供されるという事実関係の下でも、 場所に対する自由の欠如という理由か ら、外国法人の PE 認定を否定した (IR30/07,2008.6.4)。判決は、「契約相 手の施設内で活動することだけでは、仮 に活動が何年にもわたるとしても、要請 される自由を満たすには十分ではない。 期間の要素の他に、事業活動と場所との 一体性 (local consolidation) や定着性 (local rooting) を示す追加的状況が必 要である」としている。
- ◆ ドイツは、本事例と類似の「塗装業者の例」(パラ 4.5)の解釈に同意しない。パラ 4.2 第 1 文の原則に整合せず、この例は 5 条(1)項の下では PE を構成しない。さらに、パラ 5.4 の「銀行支店の例」でも、事業活動中にただ滞在しているだけではなく、顧客の事務所を自由に使用できることが必要と考える(パラ 45.7)。
- ◆ Cの敷地はPの事業のために自由になる わけではなく、Pが「そこを通じて」事 業を遂行する場所でもない。Cの施設は、

Pの契約履行のために使用が許可されているに過ぎず、Pの事業自体をそこで行なうことが許されているわけではない。通常の業務時間内で、かつ特定の目的のためだけに施設内に入れる状況下では、施設はPの自由ではない。パラ4は、常に自由になること(constant disposal)を要件としている。

## (3) 【参考】Dudney 事件について

本事例は、カナダの Dudney 事件⑥を題材 としている。連邦控訴裁判所は、事例1とほ ぼ同様の事実関係に基づき、米国居住者 Dudney 氏はカナダに PE を有さないと判示 した。米加条約14条(7)(現行条約では削除) は、非居住者の自由職業所得については、源 泉地国に「通常使用できる固定的施設(a fixed base regularly available to him) | を有 する限り課税権ありとしており、固定的施設 の存否が争点であった。裁判所は、問題は D氏が該当期間に自らの事業をその場所で行 なっていたかどうかであり、本件で考慮すべ き要件は、当該場所の実際の使用状況、当該 施設に対する管理(法的権限を含む)の実施 状況、そして当該施設が D 氏の事業の場所と して客観的に認識されるか否かであるとし、 審議した®。その結果、当該施設はD氏が契 約を履行するために必要な限りで使用できた もので、その施設を本人自身の事務所として 使用できたものではないと判示した。課税庁

側は、「契約義務の履行のために本人の能力と本人自身の存在だけが要求される契約においては、必然的に契約者はその所在する場所にPEを有する」という主張を支持する1980年代のノルウェイの判決(®を引用したが、一蹴されている。裁判所は、契約履行のための活動と本人自身の事業活動を、当該施設使用の自由度を物差にしながら、ベルギーの判決(®を引用しつつ、厳しく区別している。

#### 3. 事例 2 (サブコントラクターの活動)

## (1) 事例

R国法人 M社はプラントのデザイン、建設 を業とする。MはS国法人C社との間で、S 国内で製造プラントの建設、設備の据付及び 試運転を行なうターンキー契約(11)を締結し た。契約では、MはCの書面による承認の下 に、契約義務の全て又は一部の履行を他社に 委任 (assignment) することができる。その 場合、Mは委任先と連帯して履行責任を負う。 Mは現場での建設工事と設備の据付をS国法 人の建設会社 L に委任し、自らはプラントと 設備のデザイン、建設工事の監督、設備の製 造と輸送、引渡前の試運転を担当する。なお、 M・C 間の契約の一般保証条項には、引渡後 の修理・点検が含まれている。M 社及びL社 の社員が建設現場に所在した期間( で表 示)と活動の内容は下表のとおりである。

【事例 2 の事実関係:元請 M 社、下請 L 社、Se 社の各社員の建設現場での存在期間(表は筆者作成)】

事業年度	第1年度		第2年度			第3年度		
(日付)	3/1 5/1 11/1		7/1 10/1 12/3			31 2/1 6/1		
(月数)	(2)	(6)		(8)	(3)	(3)	(1)	(4)
M社								
L社								
Se 社(注)								
工事内容	準備	建設開始→【期間:	1年5月	月1日~2年12月3	1日(20ヶ月	)】→引渡		補修∙調整

(注) S 国法人 Se 社は、建設の主契約とは別に、M 社との契約により、現場に安全管理者を派遣している。

#### (2) パネリストの意見

建設 PE の認定問題である。議論は固定的 PE と同様、①事業を行なう一定の場所に該当するか、②M は自らの事業をそこで行なっていたか、が中心であるが、5条(3)項に定める12ヶ月基準の判定と、M が現地で行なう事業内容に関し、サブコントラクターとして現場工事を一手に行なうLの活動期間や内容が、M との関係でどのように取り扱われるか、という点が固有の問題となる。それは、5条(3)項はみなし PE 規定なのか、それとも5条(1)項の下で PE に該当するための期間要件を定めているのか、という問題に辿り着く。

M 社員は  $12 \, \rho$ 月間連続して工事現場に存在したことはないが、L は  $2 \, \rho$ 月の準備期間を含めて連続  $22 \, \rho$ 月の工事を行なっている。 M が法的責任を負いつつ、L に全ての現場工事を委任する場合、L は M の事業を遂行しているのか、それとも M の期間要件に合算されるだけなのか。また、M が現場で行う事業はプラント建設全体か、それとも監督業務 $^{(12)}$ か。

#### 【PE 認定に肯定的意見】

- ◆ Lの活動期間と機能は M に帰属する。 L は明らかに M の事業を行なっており、M は工事準備開始の第1年3月から第2年12月まで(又は可能性として第3年6月まで)PEを有する。事業の場所は M の自由になり、L は M の指揮管理下にある。
- ◆ M は工事の一部を L に委任しているが、 Lの仕事を含めた C との契約全体につい て法的な履行義務を負っており、M が一 定の場所を通じて行なっている事業は建 設工事全体である。
- ◆ Mは、Lの作業期間を含めることで「一定の場所」要件を満たす工事現場を通じて事業を行なっている。そして、企業は雇用している者又は下請企業を通じて、自らの事業を遂行できる(パラ 10)。 M

- は現場にアクセス可能で、工事全体に対して法的責任があり、L に詳細な指示を与え、Se 社との契約主体となるなど、建設工事はM の事業である。
- ◆ 事業の場所は明らかに存在する。それが 一定か否かを判定するのが 5 条(3)項の 役割(12 ヶ月基準)である(パラ 19)。
  PE は場所の概念であり、活動内容では ない。

#### 【否定的意見】

- ◆ 「…ゼネコンが工事の一部分をサブコ ンに下請させる場合、現場でサブコンが 作業する期間(period)は、当該建築工 事で当該ゼネコンが費やす時間(time) である… (パラ 19)」というルールは、 ゼネコンが 12 ヶ月基準を同避するため に、自分自身の現地での存在期間を業務 委託により短縮することを防ぐためのも のである (パラ 27.1 の「事業分断防止ル ール」と類似している)。これは単純な時 間の配賦であり、サブコンが果たした機 能がそのまま M に帰属するものではな い。従って、Lの期間の合算により Mが 期間要件を満たし、PE が認定されたと しても、そこを通じて行なわれる事業は、 M 自身が実施した監督業務に係る限定 的なものとなる。
- ↑パラ 10 の「事業を行なう職員」の解釈 及びパラ 19 後段の解釈から、L が独立 の立場の下請業者であれば、その活動期 間は M に合算するべきではなく、従って PE は認定されない。
- ◆ 下請業者は、パラ 10 の意味での元請の 職員ではない。期間要件も満たさず、M の PE は認定されない。(ただし、もし現 場での複雑な活動に必要な協調関係を実 質的に超えるような、詳細な指示を L が M から受ける場合は、例外的な事例とな るかもしれない。)

 ◆ M の職員は常に現場にいたわけではなく、さらに法的責任の所在は PE 認定の 判断には関係しない。

#### 4. 事例 3 (コミッショネア契約)

## (1) 大陸法と英米法の代理概念の相違

大陸法(Civil law)の下では、代理の概念は直接代理/間接代理に分かれる(非開示代理人の概念はない)。直接代理は本人の名による取引契約が締結され、効果は直接本人に帰属する。間接代理は本人のアイデンティティを開示せず、取引相手との契約関係では本人を拘束しない。コミッショネアはその典型的な例である。

一方、英米法 (Common law) の下では直接/間接代理の区分は有効ではない。開示/非開示代理(本人の名を開示するか否か) に分けることができるが、本人の名を出さなくとも本人を拘束するという点で、法的な区別はない。

英語版の OECD モデル条約 5 条(6)項で言 及される「general commission agent」(日 本語版では「問屋」が当てられている)は、 仏語版モデルでは「commissionaire」が当て られている。大陸法におけるコミッショネア は、取引先との契約関係では本人を拘束しな いものであるため、英語版との間で解釈の差 が生じる。英語版を英米法の commission agent 概念で解釈すれば、5条(5)項はみなし PE 規定、5条(6)項は独立代理人をそこから 除外するための規定となるが、仏語版(大陸 法のコミッショネア概念)では、5条(6)項は 本人を拘束しない間接代理人を除外するため の規定となるであろう。この概念の差異は 堂々巡りで、誤解を招きやすい問題である。 5 条(5)項は、対象者が「agent」であること を求めてはいないが、「5条(6)項に該当する 独立の地位を有する agent」には適用されな いとしている。しかし大陸法は、この agent にコミッショネアを含めないため、英米法に

ない commissionaire と commission agent の間で解釈の混乱が生じ、迷路に入り込んでいる。

#### (2) 事例

R国法人PとS国法人Sは同じ多国籍企業 グループの一員である。2007年以前は、Sは Pから商品を仕入れて S国で販売する販売代 理店 (distributor) であったが、2008年に販 売契約をコミッショネア契約に変更し、S は P所有の商品の S国内における販売代理人と して活動することになった。SはPの商品に 係る注文を受け、見積や関係書類を送付し、 入札に参加し、売買契約を締結する。S は価 格交渉の権限を有し、またPの事前承認なし に顧客に対する値引や支払条件を決定・変更 できる。Sが販売契約に基づいて顧客に支払 う費用は、全てPがSに補填する。一方、P はSが取り扱う商品の種類を決定し、その商 品のマーケティング・キャンペーンを行なう。 なお、S と顧客との売買契約上は、契約署名 者Sが排他的当事者であり、Pを含む他者を 拘束しないことが明確である。

#### (3) パネリストの意見

Sの代理人 PE 該当性は、①S は 5 条(5)項に規定する P の代理人に該当するか (P に代わって行動し、P の名において契約を締結する権限を有し、S 国において反復して行使しているか)、②代理人である場合、5 条(6)項が適用される独立代理人に該当するか (法的・経済的従属性)、③5 条(7)項との関係で問題はないか、という点から判定される。

#### 【PE 認定に肯定的意見】

◆ 契約内容に拘泥せず、Sの契約がPの事業に拘束力を有する限り、SはPのPEに該当する。英国は、1992年のコメンタリに対する所見で、「ある企業のために、代理人自身の名でも本人の名でも、契約を締結する権限を有していればPEを構成する」としていた。5条(5)項の適用が、文字通り本人の名を契約書に署名する場

合だけに限られるのは問題と考えたから である。この点を明確化するため、1995 年にパラ 32.1 が追加された。

- ◆ インドは非開示代理の概念を認める。注 文取得代理人は PE を構成し、「~の名に おいて(in the name of)」は「~のため に(on behalf of)」との解釈が可能であ り、より実質的に見る。交渉に参加する だけでも、契約締結権限の行使となる場 合がある<sup>(13)</sup>。
- ◆ 企業の名における契約締結権限は、形式 を越える広い意味を有する(パラ 32.1、 33)。①企業を拘束するような方法での 全ての要素の交渉、②経常的にそのまま 承認される注文の勧誘・受領、③本人の 積極的な関与の欠如、などが権限の認定 要素である。
- ◆ 法的従属性は、本人(協調する複数の本人を含む:パラ38.6)による詳細な指示や包括的支配に服する(パラ38)場合に推認される。また、本格的販売代理店(full-fledged distributor)が、①機能的縮小を受け入れて単なるコミッショネアとなり、②その変更に伴い、独立企業間であれば支払われるであろう相応の経済的対価が支払われない場合には、経済的従属性が推認されるであろう。この場合、two-taxpayer approach (14)の下で独立企業間コミッションが支払われていても、経済的従属性の推認は妨げられない。
- ◆ フランスの Interhome 事件(15)では、「子会社は、それが親会社を、親会社の事業活動を構成する取引に関する商業的関係に拘束する限り、その親会社の従属代理人 PEと認定できる。」とされた。この事件では、フランス子会社はそれ自身の責務の範囲外では行動しておらず、PEは認定されていないが、ドイツにおいては、同様のアプローチにより PE が認定された事例がある(2004 年の Tax Court

Decision)。また、事業形態の変更は、移 転価格課税の問題を惹起する可能性があ る<sup>(16)</sup>。

## 【否定的意見】

- ◆ 契約上、自由裁量の範囲が広い場合は、 S には法的従属性はない。コミッショネ アは本人を拘束しないものであり、大陸 法の概念の下では PE にならない。
- ◆ 「非関連の本格的販売代理店ならば、相応の報酬なしには、機能的縮小となるコミッショネア契約への変更は拒否するであろう」という推定には反対。「もし対価が払われていなければ独立企業間取引ではなく、従ってコミッショネアは当然、経済的に従属している」との結論は誤りである。
- ◆ 権限について考える際、Sが契約変更以前と同様の機能を遂行しているか否かや、それが重要な人的機能かという点は問題ではない。関連者のために役務が提供される場合には PE が存在すると暗示するような考え方は、イタリア最高裁のフィリップ・モリス事件(17)の議論に近いように思われるが、これはパラ 42 で明確に否定されている。
- ◆ S と P との過去の契約関係と、その変更 という事実は、税務調査官が関連を重視 しがちなものであるが、現在の PE 認定 に影響するものではない。
- ◆ S の事業の場所で、S の職員により提供 されたサービスは、S の事業の一部分で ある。関連者に対してサービスが提供さ れた場合に他のサジェストをするのは、 実質的に 5 条(7)項を無視することにな る。

#### (4) 【参考】Zimmer 事件について

事例 3 はフランスの Zimmer 事件(18)に基づいている。仏居住法人 ZS と英居住法人 ZL は同じ多国籍企業グループに属し、ZS は仏において、自らの名前で ZL の製品を販売する

コミッショネアである。仏課税庁は、ZSの活動内容から、英仏租税条約 5条(5)項に基づき、ZSはフランスにおける ZLの代理人 PEに該当すると主張し、一方 ZL側は、ZSは ZLの名で契約する権限はないのだから PEに該当しないと主張した。裁判所は5条パラ32.1(当該企業の名において締結されたものではなくとも、企業を拘束する契約を締結する権限を有する代理人には5条が適用される)を引用し、ZSは ZLが関わる商取引に関して ZLを拘束する力を有しているため、PEに該当するとした。なお、本件は仏国務院で継続中である。

## Ⅱ. セミナーA(代替的PE規定)の概要

#### 1. 代替的 PE の意義

PE 概念は、歴史的には「外国での事業所 得課税は、現地に物理的存在があり、継続し て行なわれる事業活動に対してのみ課され る」ことを保障するものである。長年にわた り、PE 概念には改正が重ねられてきた。 OECD モデル条約は、事業の場所が一定であ るための2つの要件として、特定の地理的場 所の存在(location test) と、一定の期間存 在していること(duration test)をあげるが、 一定の場所に係る OECD の概念は、最近の 実務と合致しない場合が生じている。伝統的 PE 概念の不備な点に対処し、現代の事業課 税における PE 概念の重要性を維持するため には、事業を行なう一定の場所という厳格な 要件から脱却した代替的(alternative)な、 非固定的 (non-fixed place) PE の検討が必 要である。

セミナーA ではサービス PE (services PE)、 保険業 PE (insurance PE)、オフショア PE (offshore PE)、大規模設備 PE (substantial equipment PE) を取り上げる。

## 2. サービス PE

#### (1) 概念

2008 年に、OECD コメンタリはクロスボーダーのサービス提供が PE を構成する「サービス PE 規定」を導入した (The taxation of services:パラ 42.11~42.48)。類似の規定は、国連モデル条約 5条(3)項(b)には既に置かれている。これらの規定は、ある国の企業の従業員その他の職員が、他の国で一定のサービス活動を行なう場合には、当該サービスはPE を通じて提供されたとするものである。一般的には非 OECD 国との租税条約に見られ、期間テストを伴う。サービス PE と他のPE との関係については、次のような点の整理が必要であろう。

- ◆ サービス PE は通常 PE の拡大か例外か
- ◆ 代理人 PE における「独立代理人の除外」は、サービス PE にも適用すべきか<sup>(19)</sup>
- ◆ 準備的・補助的活動の除外は、サービスPE にも適用すべきか<sup>(20)</sup>

## (2) 国連モデル条約 vs. OECD コメンタリ

国連モデル条約 5 条(3)項(b)は、一方の締約 国の企業が従業員又はそのために雇用したその他の職員を通じて他方の締約国内で行なう、コンサルタント業を含むサービスの提供が PE に含まれると規定している。ただし、そのような活動が、同一又は関連するプロジェクトごとに、連続する 12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を超える期間継続する場合に限られる。

一方、OECD コメンタリ (パラ 42.23) は、サービス PE として 2 つの型を規定する。すなわち、一方の締約国の企業が他方の締約国で役務を提供する場合で、(a)連続する 12 ヶ月の間に合計 183 日を越えて滞在する個人を通じて行なわれ、かつ当該企業の当該期間における能動的事業活動による総収益の 50%超が当該個人を通じて行われる役務から生じる場合、又は(b) 同一若しくは関連する事業のために、1 人以上の個人を通じて、連続する 12 ヶ月の間に合計 183 日を越えて役務が

行なわれる場合である。(a)は個人の滞在期間、(b)は役務提供行為の継続期間を重視するもので、(b)が国連モデルと同じ形式になっている。

#### (3) 根拠

国連モデル条約5条のコメンタリ(パラ9)は、「管理サービスやコンサルタント・サービスはPEに含まれるべきである。なぜなら、先進国による開発途上国でのそのようなサービスの提供は、多額の支払を伴うからである」とする。一方、OECDコメンタリ(パラ42.16)は、「いくつかの国は、自国内で、事業を行なう一定の場所を有さなくとも相当規模の事業活動が行える一定の役務提供事業に対し、課税権を行使できることが適切であると考えている」とする。

## (4) プレゼンスの水準

固定的 PE の認定には、事業を行なう一定の場所の存在が必要であるが、サービス PE の認定は、役務提供者(個人:従業員又はその他の職員)の存在と継続期間テストのみで行なわれる。閾値としては 6 ヶ月(国連モデル、OECD コメンタリ)、3 ヶ月などがあるほか、関連者相手のサービス提供の場合には閾値を設けないとする、インドのような条約例もある。閾値を設けず、さらに 1 日の一部分を 1 日と数える場合には、1 時間の活動でも PE が認定される可能性がある。また、期間の計算方法としてはプロジェクト単位、に同一又は関連するプロジェクト単位、提供者の存在(滞在)日数そのものの合計などが使われる。

## (5) その他の職員

「職員(personnel)」とは、組織に雇用された者か、組織的事業に従事する者をいう。 「その他の職員」に自然人以外の企業体 business entities や下請会社 sub-contractor などを含むか否かについては肯定的である。

「従業員又は他の個人(individual)」と明確に定める条約はほとんどない(例としてはチ

リーカンボジア条約)。

また、「Y国のY社がZ国の顧客にサービス提供するため、X国のX社と契約し、X社の社員がY社の管理監督の下にZ国内で働く場合、Z国にサービスPEを有することになるのはX社かY社か」という問題にも整理が必要である。取り扱いの明確化のためには、締約国間の協議が必要であろう。

## (6) サービス PE に関するインドの見解

インドは源泉地国課税を広く捉えており、 国内法では、技術サービスに係る支払(Fees of Technical Services: FTS) は PE の有無に 関わらず課税が原則である。17の租税条約に サービス PE の規定があり、租税条約のポリ シーとしては、サービス PE 規定がなければ FTS の範囲を広くし、サービス PE 規定があ れば FTS の範囲を限定する(21)。 サービス PE への帰属利得は独立企業原則に従って課税さ れ、single taxpayer approach を採用する(モ ルガン・スタンレー事件最高裁判決(22))。ま た、サービス PE の構成にはサービスの提供 行為があれば十分で、個人の物理的な存在は 不可欠ではなく、サービスが非居住者によっ て国外から行なわれた場合でも、課税が行な われる可能性がある(23)。

## 3. 保険業 PE

#### (1) 国連モデル条約の規定

国連モデル条約 5 条(6)項は、「5 条のこれまでの規定に関わらず、一方の締約国の保険会社が、再保険を除き、5条(7)項が適用になる独立代理人以外の者を通じて、当該他の締約国内で保険料を徴収し又は当該他の締約国内のリスクを保証する場合は、当該他の締約国に PE を有するものとする」と定める。「保険」とは、ある者が、他者の未知又は不確定の出来事から生じる損失・損害・責任について保証を引き受ける契約で、将来の一定の偶発事件又は行動に対して適用される。保険会社が 5 条の他の項目で PE を有することにな

る場合には、保険業 PE の検討は必要ない。 (2) OECD の認識

5条コメンタリ (パラ 39) は、「外国の保険会社の代理人が、時に固定的 PE、代理人PE いずれの要件も満たさないため、その事業から生じる利益に対し一方の締約国で課税を受けないままに、その国で大規模な事業を行なっていることも考えられる」とし、、加盟国のいくつかは、このような状況を防止するため、租税条約にみなし PE 規定を含めているとする。しかし OECD は、このような規定を条約に含めるかどうかは、締約国の状況に大きく依存しており、規定を望まない国もあることから、モデル条約に含めることが望ましいとは考えない、としている。

## (3) 国連の認識

国連の専門家グループは、保険契約の特殊性(マーケットの規模が大きく、契約内容やプロセス、商品形態が定型的・画一的である等)から、OECDのPE定義は保険業には適切ではないとの共通認識を有している。開発途上国は、保険料が支払われている場合には、通常の代理人PEの要件に関わらず、保険事業の利益に対し課税できることが望ましいと考えており、契約締結権を有さなくとも、従属代理人がPEを構成する可能性がある。これは、保険料の徴収又はリスクの引受を行なう者(従業員又は代理人)が、当該リスクの所在国に存在しているという前提に基づく。

さらに、保険代理人の従属・独立の区別の 困難性から、独立代理人も PE に含めるべき との意見がある一方、保険商品の販売も有形 商品の販売と同様に扱うべき(独立代理人の 場合は PE なし)との主張もある。結論とし て、専門家グループは、「PE ルールは独立の 保険業代理人にまで拡大されるべきではない。 拡大する場合は二国間の交渉によるべきであ る」と合意している。

## 4. オフショア天然資源開発活動に係る PE

## (1) 事業活動の特殊性

沿岸国は、領海外(24)の大陸棚(25)に対し、天 然資源の探査及び開拓に係る国家主権を有する(26)。天然資源には、海底及び底土中の鉱物 資源が含まれ、「国家主権」には課税権が含ま れる(27)。天然資源の採取場所自体は PE の定 義に含まれている(OECD・国連モデルとも 5条(2)項(f))が、天然資源の採取に積極的な 国々は、建設 PE ルールを含む通常の PE 規 定では深海で行なわれる特殊な探査・開発活 動(オフショア活動)の実情を適切に反映で きないと考え、租税条約に特別の規定(認定 基準が低く、範囲の広い PE 規定)を置いて いる。

## (2) 条約上の規定

「他方の締約国内でオフショア活動を行う一方の締約国の企業は、本条の(5)項及び(6)項を条件として、当該他の締約国内に存在するPEを通じて事業を行なうものとする」とPEを認定し、23条(4)項はこれに対応して、個人の専門的サービスの提供(自由職業所得)に係る固定的施設(fixed base)の認定を規定している。

## (3) PE に該当する活動

PE を構成するオフショア活動は、固定又は浮動の各種船舶や海底油田掘削場(ships, vessels, platforms—fixed or floating)により行なわれる広範な作業、すなわち地震波探査(seismic survey)、試掘(exploration drilling)、海中のパイプラインと掘削設備の

建設(field (subsea)construction)、海上での生産・貯蔵・出荷設備(floating production storage and offloading unit: FPSO)、陸地への輸送(transportation)などに及ぶ。海域によっては水深が非常に深く、油田は全て、遠隔操作の海中設備により開拓される。また、これに伴う各種専門的サービスが、現地で各種企業に分担・下請される。23条(5)項には認定の閾値が設定されており、本条(3)項及び(4)項の規定は、オフショア活動が連続する12ヶ月の間に合計30日を越えない場合は適用されないとしている。

## (4) 国際運輸業課税との関連

23 条(6)項では、基本的に必需品や人員の輸送を目的としている構造の船舶又は航空機の、その目的に従った操業により生じる利益は、国際運輸業(OECD・国連モデル条約とも8条)と同様の課税が行なわれる旨を定める。陸上ターミナルへの船舶による石油や天然ガスの輸送についても同様に、国際運輸業に係る規定が適用される。

#### 5. 代替的 PE に係る米国の観点

## (1) サービス PE 以外の代替的 PE の概観

大規模な設備等を一定期間、一方の締約国 内に、貸与その他の目的で保有する場合の大 規模設備 PE(Substantial Equipment PE) の条約例がある。この趣旨は、損金算入可能 な資産使用料等を国外に支払うことによる米 国課税ベースの浸食の防止であり、課税根拠 として有形資産の国内での存在に着目する (28)。保険業 PE については、事業を広く行な う者の存在、付保されるリスクの存在、保険 料支払の源泉地などを根拠として、いくつか の条約に規定を置く。米国で保険業 PE が認 定され、保険契約から生じるネット利益に課 税される場合、米国消費税(US excise tax) は免除されるが、販売員は条約の給与所得条 項の保護は受けられない。また、オフショア PEについても、いくつかの締結例がある。

## (2) サービス PE 規定

サービス PE については、人員の実質的・物理的な存在、損金算入可能な報酬の支払による米国課税ベースの浸食防止を根拠として、開発途上国から要請がある場合に締結している。帰属利得は純利益ベースで課税され、役務提供者への報酬(損金)は PE に配賦可能である。従って、給与所得者に係る条約上の保護は適用されない。

## (3) 米加条約へのサービス PE 規定の導入

2007年9月21日に署名された第5次プロトコルにより、米国ーカナダ租税条約にサービスPE規定が導入され、2010.1.1以降開始年度から適用となる。同条約5条(9)項はOECDコメンタリにほぼ準じており、(a)単一個人テスト (single individual test:滞在日数と、そこから生じる収入の総収入に対する割合を要件とする)又は(b)プロジェクト単位テスト (project-based test:連続する12ヶ月中183日以上継続して一定の事業に対する役務が提供される)を満たす場合にPEを構成する。同時期に締結した対ブルガリア条約にも同様の規定を置く。

プロジェクト単位テストにおける日数カウ ントは、個人テスト(ある個人が現地に滞在 する全ての日数)と異なり、1人又は複数の 個人が、プロジェクト又は関連プロジェクト においてサービスを提供した日数の合計とさ れる。各プロジェクトは、商業的及び地理的 な統合性を有する場合に関連するとされる。 役務提供者には従業員の他、そのために雇用 した者やコンサルタントなども含む。期間の 閾値の回避行為(関連会社への活動の分散化 等)を防止するための規定は文言上は含まれ ていないが、判例法上の租税回避防止準則が 適用されることになる(OECD のパラ 42.43、 42.45 参照)。自社のためのサービスは対象と ならない(29)。サービスは利用又は消費された 場所ではなく、実行された場所を基準とし(30)、 源泉地国外で実行されたサービスは対象外と

なる。帰属利得の計算上、経費は適正に配賦 される。従って、国外にある有償性の無形資 産等がサービス提供のために使用される場合、 対価の損金算入を通じて PE 帰属利得が減少 する。また、補助的・準備的活動の除外も適 用になる<sup>(31)</sup>。

## (4) サービス PE に係る実務上の問題点

役務提供者のプロジェクト従事及び移動状況の追跡と記録が容易ではないことから、対象となる役務提供の把握の困難性が指摘されている。また、手続的な面からの問題点として、源泉徴収、推定課税、税金の還付、報告義務、納税者番号の付与、課税の遡及問題(控除の否認)などがあげられている。

なお、知的財産又は営業権の所在地(経済的所有権)が、その使用者(役務提供者)が存在する場所ではなく、その創出・維持のリスクを負う者の所在地(又は法的所有権の所在地)とされることが前提となる限りは、この使用対価を配賦することにより、サービスPEの帰属利得はそれほど多額にはならないのではないかと思われる。

## Ⅲ. 我が国の PE (特に代替的 PE) 規定

以上、IFA 総会における PE 認定を巡る議 論の概要を紹介した。

ここで、参考のため、議論の中で取り上げられた各種 PE (特に代替的 PE) について、 我が国における具体的な規定・条約例を整理・比較し、現状を概観してみたい。

#### 1. 我が国の伝統的 PE 規定

法人税法 141条は外国法人を 4 つの態様に 区分し、各種 PE の定義と課税標準を定めて いる。このうち、一号から三号がそれぞれ固 定的 PE、建設 PE (作業の指揮監督の役務提 供を含む)、代理人 PE を定め、四号が PE の ない外国法人である。国内法は、PE 課税の 原則として総合主義を採用しており、我が国 の現行租税条約の全てが採用している帰属主義とは範囲が異なる(32)。国内法の PE 定義は、概ね OECD モデルと同様の標準的な内容となっているが、代理人 PE については常習代理人の他に在庫保有代理人及び注文取得代理人を定めており、さらに代理人 PE に従属性の要件がなく(33)、やや範囲が広いものであった。しかし、平成 20 年の改正で代理人 PE から独立代理人が除かれることになり(34)、条約との差が縮小した。

我が国租税条約においても、伝統的 PE は 概ね OECD モデル条約に準じているが、一部の条約には建設 PE の期間閾値の短縮、在 庫保有代理人や注文取得代理人を定める規定などが置かれている。

#### 2. 我が国和税条約上の代替的 PE 規定

上記のとおり、我が国条約は OECD モデルに準じているものの、例外的ながら、以下のとおり開発途上国や資源保有国との間で、代替的 PE 規定が置かれる条約がある。

#### (1) 大規模設備 PE 規定

平成 20 年に全面改訂されたオーストラリ ア条約の5条(2)項(g)では、固定的PEの例示 として「農業、牧畜業又は林業の用に供され ている財産 (property)」が規定され、また5 条(4)項(c)は大規模設備の運用 (operation of substantial equipment) で 183 日を越える ものは、PE を通じて行なう活動とされる、 と規定する(35)。 さらに 5条(4)項(b)では、PE を通じて行なうものとされる天然資源の探 査・開発活動に、「12ヶ月の間に90日を越え る大規模設備の運用」が含まれる。また、天 然資源の探査活動に限って、アメリカ条約5 条 3 項(探査用設備が 12 ヶ月を超える期間 存続する場合)、インド条約 5 条 2 項(j) (探 査用設備の6ヶ月間以上の使用)が探査用設 備を PE と認定する規定を置いている。

## (2) 保険業 PE 規定

インドネシア条約5条7項、ベトナム条約

5条7項、フィリピン条約5条(9)項及びメキシコ条約5条6項に、保険業PE規定が置かれており、いずれの規定も、国連モデル条約5条6項に準じた、ほぼ同一の内容となっている。

保険業を営む一方の締約国の企業が、使用人又は代表者(representative)、ないしは独立の地位を有する代理人を除く者を通じて、他方の締約国内で保険料をする場合、又は他方の締約国内で生じる危険に係る保険を引き受ける場合(いずれの場合も再保険を除く)には、企業は他方の締約国内に PE を有するものとされる。

## (3) オフショア PE 規定等

ノルウェイ条約 21 条に完全な形式のオフショア PE 規定が置かれており、条約の他の規定に関わらず、継続する 12 ヶ月間に 30 日を越えて、締約国の沖合で天然資源の探査又は開発活動を行う場合は、PE を通じて事業を行なうものとされる。ベトナム条約では、議定書 1 において、海底資源の探査活動がいずれかの 12 ヶ月間に 30 日を越えて行なわれる場合は、PE を通じた事業に該当することが了解されている。

また、オフショアに限定しない場合、天然資源の探査活動につき、オーストラリア条約 5 条(4)項(b)は、締約国内での 90 日を越える探査・開発活動を PE を通じた活動とし、アメリカ条約 5 条 3 項では探査活動が 12 ヶ月を超える場合に、使用される設備、掘削機、掘削船が PE を構成し、インド条約 5 条 2 項(j)では探査のための 6 ヶ月を超える設備の使用が PE に含まれる(上記(1)参照)。さらにインド条約 5 条 5 項では、石油の探査、開発又は採取に関連して 6 ヶ月を超える期間、国内で役務又は施設を提供する場合を、PE を通じて事業を行なうものとしている。

なお、オランダ (議定書1)、スペイン (議定書1)、デンマーク (議定書)の各条約では、 大陸棚での天然資源の「探査」又は「開発」 活動から生じる所得は、条約に従って課税されることが了解され、PE 認定の可能性を残していると思われる。さらに、ニュー・ジーランド条約 2 条(1)項(m)(iii)の「移動的性質を有する事業(business ... is of a mobile nature:期間閾値なし)」には、場所の移動を伴う探査・開発活動が含まれる可能性も否定できないと思われる。

## (4) サービス PE 規定

「役務の提供(コンサルタントを含む)」を対象としたサービス PE 規定がベトナム条約 5 条 4 項、タイ条約 5 条 4 項及びトルコ条約 5 条 5 項に、また「コンサルタント」を対象 とした規定がインドネシア条約 5 条 5 項、中国条約 5 条 5 項及びフィリピン条約 5 条 6 項に置かれている。

いずれの条約も内容は概ね一致しており、 一方の締約国の企業が他方の締約国内におい て、使用人その他の職員を通じて対象となる 役務の提供を行なう場合には、当該活動が単 一の事業又は複数の関連事業(36)について (for the same project or two or more connected projects)、12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を越え て行なわれるときに限り、PE を有するもの とされる。この内容は国連モデル条約5条3 項(b)及び OECD コメンタリ (パラ 42.23) の (b)型と趣旨を同じくするものである。相違点 としては、ベトナム条約及びタイ条約は、役 務を提供する個人から「独立の地位を有する 代理人」を明示的には除いていない。また、 インドネシア条約及びフィリピン条約は、建 設工事等に関連する監督活動が PE に該当す る場合をコンサルタント活動と同一の項に置 いて、並列的に同じ要件で規定している。そ れ以外の条約では監督活動は別項(5条3項 又は4項)で建設 PE と併せて規定されてお り、コンサルタント活動等とは要件がやや異 なっている(37)。

我が国には OECD のパラ 42.23 の(a)型の 条約例はなく、一人の個人の物理的な存在(滞 在) 期間よりも、役務提供活動が行われた期間が重視されている。

また、ノルウェイ条約 5 条 3 項 (38) には、建設 **PE** の一部分として、建設等に係る監督活動と同列・同一の要件  $(12 \, r)$  月を超える期間存続する場合) により、「コンサルタント活動」が **PE** を構成すると規定されている。

インド条約ではサービス PE 規定は置かれていないが、12条に使用料と併せて「技術上の役務に対する料金」に対する源泉課税(10%)が規定されている。この役務には経営的・技術的な性質の役務又はコンサルタントの役務が含まれ、対価の支払いに関して、PE 課税と相互補完的な関係に立っているとされる(第 II 章 2.(6)参照)。

## (5) 芸能人 PE 規定

一方の締約国の企業が、他方の締約国内で芸能人・運動家等の役務を提供する事業を行なう場合に、役務提供地に PE を有するものとされる「芸能人 PE」は、IFA の議論では取り上げられなかったが、我が国の条約例ではアイルランド条約 5条 4 項、デンマーク条約 5条 3 項(b)、フィジー条約(1962 年の日英・原条約)2条(1)項(i)(iv)(bb)、ブラジル条約 4条(7)項に置かれている<sup>(39)</sup>。

一般的に、芸能人等が個人的活動によって 取得する所得に対しては、短期間・高額など の活動の特殊性から、当該活動が行われた国 に課税権が認められている(OECD モデル条 約17条1項)。また、企業が事業として芸能 人の役務提供を行なう場合にも企業の利得に 対する源泉地国課税が認められており(同2 項)、源泉地国の課税権が担保されている。芸 能人PEは、後者の利得をネット課税するた めの技術的な方策のひとつ(40)ということに なろうが、内容的にはサービスPEとの大き な類似性が認められる。

#### 3. PE 認定に係る実務

我が国では、PE 認定を巡る訴訟(41)はほと

んど例がない。そもそも PE 認定における争いは、理論面よりも事実認定の問題が先行することが多いと思われる。マスコミ報道などから、PE 認定を巡る具体的な課税事例の存在は想定されるが、その多くは、固定的 PE については事業を行う一定の場所の存否認定、代理人 PE については代理人の実質的な契約締結権限の存在や独立性・従属性の判定などに係る、事実認定を巡る問題と考えられる。しかし、近年の事業再編の流れの中で、外国資本や投資ファンドによる我が国企業や事業の買収、事業再生などに伴う外国法人の PE 認定や、コミッショネア契約を含む代理人PE の認定問題などは潜在性が高いと思われるため、注意する必要があろう。

建設 PE に関しては、日本国内で建設業を 行なう者は、建設業法に基づく国土交通大臣 又は知事の認可が必要であり、認可には物理 的な営業所(固定的 PE の要件を満たすと考 えられる) の存在が前提となるため、外国法 人が固定的 PE なしに国内で建設工事を行な うことは、元請であれ下請であれ、基本的に は生じにくい。1980年代後半以降、我が国建 設市場への外資参入に係る環境整備が進めら れてきたが、業法上の認可を取得した外国企 業(支店及び子会社を含む)は近年100社弱 (42)を推移しており、しかも多くは、認可され た活動分野が建設一般を行なえる「一式」で はなく、小分類の特定工事分野に限定される ものとなっていて、建設工事の元請となれる 外国法人の数は限られている。従って、建設 PE の認定事例は少ないものと思われる。

しかし、建設関連事業においても専門化・細分化が進み、特に付加価値の高い工事や専門的な建造物においては、付随する各種の役務提供(デザイン、設計、コンサルティング、工事管理等(43) 取引は増加するものと思われる。むしろ、今後は役務提供の観点からの注意が必要であろう。

## IV. サービス PE に係る若干の考察

論題 I 及びセミナーA では、伝統的 PE 及び代替的 PE に係る認定上の問題が幅広く検討された。それぞれの PE に論点は尽きないが $^{(44)}$ 、代替的 PE の中でも中心的に取り扱われていたサービス PE の意義に焦点を当てて、以下若干の検討を行う。

## 1. PE の分類とサービス PE の位置付け

OECD の5条コメンタリを材料に、各種の PE の性格を簡単に整理すると、次のように なろう。

PE の原点である固定的 PE の認定は、物理的存在である「事業を行なう一定の場所」を要件とする (パラ 2)。我が国制度上は、固定的 PE の存続期間に係る閾値は明示的に設定されてはいないが、コメンタリは 6ヶ月という例をあげている (パラ 6)。この延長線上に、施設が可動性を有していても規模や事業上の重要性を重視する大規模設備 PE (パラ 8)、事業活動の特殊性から期間を短めに、場所の概念を広めに設定し、設備の存在や活動内容を重視するオフショア PE (パラ 15)、認定要件に明確な期間的閾値を設ける建設PE (パラ 16)、そして期間や場所の閾値を取り払い、活動内容だけにフォーカスするやや技術的な芸能人 PE などが存在する。

なお、建設 PE の対象とされる工事監督等の役務提供(パラ17)については、役務提供地である建設現場という「場所」の明確な存在が前提となっているものの、サービス PEとの類似性も高い(45)。

一方、物理的存在という要件の代替的なテスト (パラ 35) として、他人の行為ながら、相手国での事業活動に企業を一定程度以上関与させ、経済活動に参画・拘束する「契約締結権限」を有する従属代理人か否かで判定する代理人 PE がある。この延長線上には、その事業や契約の形態から契約締結権限の要件

を大きく緩め、事業活動の源泉地性(対価の 徴収や引受リスクの所在地)を重視した保険 業 PE (パラ 39) が存在する。

このような中で、サービス PE (パラ 42.11 ~42.48) は代理人 PE と同様に、PE 認定に 係る追加的基準 (supplementary basis:パ ラ 42.35) とされている。物理的存在をベー スにする本家の系譜からは外れるようにも見 えるが、かといって代理人 PE との共通点は 多くはない。サービス PE は本人自身の事業 活動そのものであり、概念的には建設現場・ 大規模設備・オフショア活動などを PE 認定 する根拠に近いと思われる。しかし、これら の PE と決定的に異なるのは、サービス PE が「人の存在」又は「役務提供行為の実行」 (46)を、固定的 PE の大前提である「場所」と 同等に扱っているという点である。これは、 伝統的 PE の認定に係る各種の要件を緩和す るという他の代替的 PE のスタイル (固定的 PE の派生形)とは異なると思われる。むし ろ、本体概念からの派生ではなく、本体(固 定的 PE) 自身の定義の修正といえるのでは ないか(47)。

#### 2. 米加条約の影響

論題 I の事例 1 (Dudney 事件) は、伝統的な固定的 PE とサービス PE の境界線上に位置するものであった。Brian Arnold 氏は、Dudney 事件の結果が、米加条約におけるサービス PE 規定導入(第 II 章 5.(3)参照)の引き金となったのは明らかであるとする(48)。米国はもともと、サービス PE 規定を OECD モデル条約のコメンタリに挿入することに反対であり、同規定は米国の条約ポリシーでもない。米国財務省幹部によれば、「同規定は条約改定における利益バランスの交渉の中での譲歩であり、同規定の拡大には依然として消極的(49)」である。

従来、サービス PE 規定は開発途上国との 条約に限り、相手側からの要請がある場合に 挿入される条項であった。その意味では、米 国もカナダもサービス PE 規定を含む条約を 締結しているが、先進国同士の条約としては 異例のことである。OECD コメンタリに代替 的なサービス PE 規定が挿入されたことに加 え、その内容に準じた規定が米加条約に導入 されたことは、途上国との条約のみならず、 先進国間条約での同規定の採用実績として大 きな意味を持ち、サービス PE の条約導入が 促進される可能性もあろう。Arnold 氏は、コ メンタリへの導入に反対していた米国が、そ れに準じた条約を締結したことを ironic と呼 んでいる(50)。しかし少なくとも、サービス PE 規定について、先進国同士であっても需要が 生じ得るという事実が示されたことには違い ない。

#### 3. サービス PE 規定に対する批判

OECD モデル条約コメンタリへのサービ ス PE 規定の導入ドラフトは 2006 年 12 月に 公表されたが、これに対し、論題Iのパネリ ストである Carol A. Dunahoo 氏は、2007年 2月(コメント期間中)に提出した意見書(51) で、導入反対を強く訴えている。主な反対理 由は、規定内容や解釈に対するものではなく、 このようなオプションを挿入することはモデ ル条約の存在意義に反するというものである。 すなわち、OECD の役割は国際的な租税政策 上の問題に係る世界標準の設定である。代替 的規定を許容しすぎることは世界的コンセン サスの形成に逆行し、国際課税の混乱を招く だろう。モデル条約の内容に同意しない国に 対しては、所見や留保という形で十分な意思 表示の仕組が整っている。さらに、サービス PE 規定導入の根拠が薄弱であり、単に一部 の源泉地国に、PE なしの役務提供に対する 課税権拡大のメカニズムを提供するだけのも のに過ぎない、と主張する。

氏の意見は、コンセンサス・ビルダーとしての OECD とモデル条約の伝統的な役割を

強調したものである。多すぎるメニューは、統一的な世界標準の形成とは相容れない(52)。確かに、代理人 PE の拡大的な代替規定である保険業 PE に関しては、コメンタリは規定の例を紹介しながらも、モデル条約に含めることが望ましいとは思わないと述べ、コメンタリへの具体的な代替条文の挿入も控えている(パラ 39)。一方、途上国の立場を重視する国連モデルでは、サービス PE も保険業 PE も条約本文に採用されており、OECD モデルがあえて追認する必要性は薄いとも考えられる。OECD モデル条約の在り方の観点からの、説得力ある反論と思われる。

なお、薄弱と指摘された根拠としては、国連モデルのコメンタリは「支払額の多さ」、OECDコメンタリは「固定的な事業の場所を必要とせずに、相当水準の事業が可能なサービス事業の存在」をあげている。国連の方がより直截的・現実的で、OECDはやや理念的である。セミナーAにおける「米国の観点」の議論では、役務提供収入に経費配賦が可能な無形資産が役務提供地外で所有されている場合には、サービスPEに係る課税額はそれほど大きくならないのではないかという見解が述べられていたが、国連モデル条約の根拠(途上国側からの支払いが多額であること)との対比で興味深い。

#### 4. サービス PE の将来性

上記 Arnold 氏及び Dunahoo 氏の見解は、 視点は異なるものの、いずれもサービス PE にあまり好意的ではない。サービス PE とい う概念は、発展性のないあだ花なのであろう か。

## (1) 先進国における需要の可能性

「事業を行なう一定の場所」という定義の 厳格な維持は、情報通信技術の進化、経済取 引の変化、事業の複雑化などの中で、伝統的 PE を硬直的で時代遅れのものにする。しか し、同時にこの硬直性は予測可能性と執行安 定性を保障し、安定した国際課税の拠り所となるであろう。伝統的 PE の限界と効用である。

硬直性にチャレンジする代替的 PE の多く は、条約締結国の個別事情(資源保有、開発 途上等)を背景に、自国産業や源泉地国課税 権の保護・拡大を図る。しかし、先に分類し たように、サービス PE は他の代替的 PE と やや異なり、伝統的な固定的 PE 概念自体を 定義し直す性格のものと思われる。現状では 途上国からの要請が強いかもしれないが、性 格的には各国の個別事情から生じる例外的な 要請に止まるものではなく、役務提供に係る 事業所得を関係国間で適正に配分するための、 一定の普遍性のある要請ではなかろうか。自 国では賄い切れない種類のサービスを輸入す る場合に、そこから生じる所得を源泉地国と 居住地国で配分しようとすれば程度の差こそ あれ、どこの国でもこのようなルールの需要 が生じ得るものではないかと思われる。この 点では、代理人 PE との類似性が認められる。

途上国におけるサービス PE の需要を喚起したのは、高度な専門性と付加価値を有する人的役務という、物理的な場所の概念では課税権の適正配分を律しにくい事業分野を高度に成長させた先進国である。これらはまさに、これからの先進国の最大の商品の1つではないか。コンサルタントを代表例とするサービス PE の対象となる役務の範囲やその対価は、今後さらに広く大きくなるに違いない。その結果、その源泉地国となるのは途上国ばかりではなく、多くの先進国にとっても他人事ではなくなるであろう。米加条約は、その一つの現われと見ることができるのかもしれない。

## (2) サーバ PE とサービス PE

従来の概念では律しにくいという点では、電子商取引におけるサーバの PE 認定問題との類似性も認められる。OECD は、多角的な検討を経て、最終的にはサーバを無形物であるウェブサイトと切り離し、固定的 PE 概念

の枠内で整理することで、原則的に PE を構成するとした(パラ 42.1~42.10)。しかし、サーバ PE に帰属する利得は、重要な人的機能が伴わない限り少額に止まると見込まれる(53)という点が、サーバの PE 認定の実効性を大きく削減している。サーバ課税に関するこのような整理方法の評価は別としても、サーバの PE 課税を巡る問題については、これを単なる途上国の歳入確保の主張に過ぎないと見る向きは少ないであろう(54)。それはサービス PE と同様、どのような国との間にでも生じ得る問題と思われる。

物理的存在として認められても人的機能 (帰属利得)が伴わないサーバ PE と、物理 的存在は認められないが人的機能(帰属利得) の存在が明らかなサービス PE の問題は、対 極の位置関係にあるように見える。しかし両 者は共に、認定と帰属利得計算におけるそれ ぞれの重要概念の乖離から生じるもので、伝 統的な PE 課税体系の中にそのような乖離を もたらした、新しい技術や取引形態の進化の 申し子なのである。

#### (2) 実務面からの懸念

サービス PE の考え方は、課税権配分の入り口として、役務提供行為=人が果たす機能の質や量を重視する。納税者の果たす機能は、昨今の国際課税全般において最重要視されており、AOA による PE 帰属利得の算定上も、人的機能が最大の要素とされる。そうであれば、PE の認定場面においても、一定の整合性が図られる必要はないであろうか。新たな国際標準となるであろう人的機能重視の帰属利得計算と、物理的な存在に基づく PE 認定との狭間で、国家間の課税権配分の歪みがかえって拡大するようなことになってはいけない。

ただし、「機能」を課税上の基準として使うことへの闇雲な信頼と依存には、実務的には大きな懸念が残る。制度の理念は理念として、実際に人の動きと機能を中心とした認定や所

得計算手法の予見可能性と執行安定性は、どこまで保障できるであろうか。セミナーAの「米国の対応」で述べられた実務上の問題(第Ⅲ章5.(4)参照)は、概念や解釈の応酬が多かった議論の中で、現実感が際立っていた(55)。手に入れる課税権と、納税者のコンプライアンスや執行のコストとの比較検討が不可欠である。

高付加価値の役務提供に係る国際課税は、 将来的にいっそう重要になると思われる。これを PE という枠に組み込まず、他の課税方 法を探るという選択肢も在り得よう。今少し 検討を重ねていきたいが、サービス PE が、 将来に向かっての標準的な PE 認定範囲の在 り方に、一石を投ずるものであることは確か であると考える。

- (5) OECD コメンタリの「OECD モデル条約に対する非加盟国の立場」第5条パラ25。
- (6) Her Majesty The Queen vs. William A. Dudney, [2000] 3 F.C.D 22.
- (7) 争点は米加条約 14 条に規定する"fixed base" の認定であるが、"permanent establishment" と同義として検討する。
- (8) 判決文パラ 19。これらが全てのケースに適用できる網羅的な項目というわけではないが、本件における十分な判断項目であるとしている。
- (9) Mats Johansson v. Stavanger Municipality (1989)及び Creole Production Services Inc. v. Stavanger Municipality(1981)。いずれもオフショアの海底油田掘削場が納税者のPEと認定されたケースで、前者はノルウェイースウェーデン条約、後者はノルウェイー米国条約が対象である。
- <sup>(10)</sup> S.F.W.I. v. Belgium. (Belgian Court of Appeal, noted in Revue Generale de Fiscalite, No. 10, October 1992 at 271).
- (11) 装置のキーを回せば稼動を始められる状態で引き渡すことを約した、設備一括請負契約。請負側の責任範囲が広くなる。
- (12) 5条(3)項は「建築工事現場又は建設若しくは据付の工事については」としているが、パラ 17 は「建設現場での設計や監督業務 (on-site planning and supervision) は5条(3)項がカバーする範囲内である」とし、建設全体と監督業務とが区分される場合を定めている。
- (13) OECD コメンタリの「OECD モデル租税条約 に対する非加盟国の立場」5条パラ31。
- (14) 前掲注(2)、Part I, para263-283. AOA は、従属代理人 PE の帰属利得の計算上、従属代理人 PE と従属代理人企業とを明確に区分すべきとする立場を取る。この two-taxpayer approach の下では、代理人 PE が従属代理人企業に支払う報酬(PE の所得計算上は損金算入)が独立企業間価格であっても、なお PE に帰属する利益が残り得る。これに対し、single taxpayer approach によれば、従属代理人企業に支払われる報酬が独立企業原則に則っていれば、それ以上追加的に PE に帰属する利得はない。
- (15) Conseil d'Etat, June 20, 2003, No. 224407. Int.Tax Law Reports 2003, Part6, p. 1001.
- (16) Discussion Draft on the Transfer Pricing Aspects of Business Restructuring (OECD,

<sup>(1)</sup> もう1つのメインテーマは「国際課税における 外国為替の問題」であり、論題IIとセミナーC(特 に CFC 税制の下で生じる為替差損益の取り扱 い)に分けて議論された。

<sup>(2)</sup> むしろ報告書では、AOA の考え方は PE 認定 要件に影響を及ぼさない、という姿勢が繰り返し 強調されている。Report on the attribution of profits to permanent establishments (OECD, 17 July, 2008), Preface, para 9.

③ ジェネラル・レポーターである OECD 租税政策・行政センター(Center for Tax Policy and Administration)の Jacques Sasseville 氏による。モデル条約本文の改正ではなく、コメンタリの明確化に焦点を当てた数年間のプロジェクトとなる予定で、論点としては事業の場所、それが企業の自由になることの解釈、サブコントラクターの活動と本人の事業との関係、コミッショネア契約の取り扱いなどがあげられた。これらは、論題 Iにおける主要なテーマと一致している。

<sup>(4)</sup> PEの歴史的発展については、占部裕典「租税条約における「恒久的施設」概念の機能と限界」総合税制研究No.1、21頁(納税協会連合会、1992)及び吉村典久「国際租税法における恒久的施設概念 (P.E.) に関する若干の考察」ジュリストNo.1075、47頁(1995)に詳しい研究がある。

- Sept. 9, 2008)等を参照。
- (17) Ministry of Finance vs. Philip Morris Germany GmbH, Italian Supreme Court, 2002.3.7, decisions 3367, 3368.
- <sup>(18)</sup>Administrative Appeal Court of Paris, July 2, 2007, No.052361.
- (19) 「独立した個人のサービス」を含む条約例として、英一南ア、英一比、加一墨条約等がある。
- (20) そもそも、AOA の考え方からは、準備的・補助的機能のPEを除外すること自体も見直されるべきであろうと思われる。
- (21) 例外的に、広い FTS とサービス PE 規定を有する条約もある (対ノルウェイ、アイスランド、クウェート条約)。
- (22) Morgan Stanley & Co. (2007) 292 ITR 416 (SC). なお、single taxpayer approach について は前掲注(14)参照。
- (23) 「OECD モデル租税条約に対する非加盟国の 立場 5条パラ 35~41 参照。
- (24) 12 海里の範囲内(海洋法に関する国際連合条約第3条)。
- (25) 原則として 200 海里 (海洋法に関する国際連合条約第76条)。
- (26) 海洋法に関する国際連合条約第77条。
- (27) オデコ大陸棚事件・東京高判昭 59・3・14 訟 月 30 巻 8 号 1472 頁参照。
- (28) 5条コメンタリのパラ8によれば、事業を行なう一定の場所を保有せずに、施設、ICS (industrial, commercial or scientific) 設備、建物、無形資産などを他方の締約国の企業に賃貸するような場合、単なるリースであればPEを構成しないが、当該設備を利用した作業についての意思決定に参加したり、貸手の責任で設備を操作・運用したりするなど、より広い責任を負う場合は、事業としての活動を構成する。このような場合に、恒久性の基準が充足されれば、PEが存在するとみなされることになる。
- (29) 米加条約のテクニカル・エクスプラネーション による。なお、OECD コメンタリのパラ 43.30 も同旨である。
- (30) OECD コメンタリのパラ 42.31 も同旨である。 (31) PE に含まれない準備的・補助的活動を例示する米加条約 5条(6)項の冒頭には、「(サービス PE を定める) 5条(9)項に関わらず」の文言が追加になっている。

- (32) 今後は、OECD モデル条約への AOA の採用を 受けて、国内法への帰属主義の導入可能性が検討 されることになろう。
- (33) 注文取得代理人についてのみ、「専ら又は主として一の外国法人のために」という経済的な従属性と見ることもできる要件が付されていた(法人税法施行令 186 条三号)。
- (34) 法人税法施行令第 186 条本文に規定が挿入された。
- (35) なお、同条約の議定書 5 では、(a)設備の提供 のみを目的とする賃貸借契約に基づく賃貸は運 用とはされないこと、及び(b)設備が大規模である か否かの決定に当たっては、設備の寸法、数量若 しくは価値又は所得を生ずる活動における当該 設備の役割が要因として関連することが了解されている。
- (36) 日ーベトナム条約の日本語版で「事業」と記されている文言は、他の条約では「工事」となっている。しかし、等しく正文とされる各条約の英語版では、すべて「project」である。
- (37) 役務提供の期間閾値が「連続する 12 ヶ月のうちに合計 6 ヶ月を越える場合」であるのに対し、建設に係る監督活動は「6 ヶ月を超える期間存続する場合(タイは 3 ヶ月)」である。
- (38) ノルウェイ条約に限っては、サービス PE 規定 を置く他の条約の規定ぶりと異なり、英文版条文 (正文)の文言から、コンサルタント活動は建設、組立、据付工事等に係るものに限定されると解釈 される。
- (39) 既に終了している旧イギリス条約、旧フランス 条約、旧オーストラリア条約等にも規定があり、 また、我が国以外にも、早い時期の条約でこれを 置く例は多かったようである。
- (40) 本庄資『国際租税法 [四訂版]』312 頁(大蔵財務協会、2005)参照。芸能人が支配する法人(ワンマン・カンパニー)等を使った租税回避への対抗措置のひとつとして、芸能人 PE を認定する方式があげられる。条約数からすれば現在はむしろ例外的であり、OECD モデル 17 条に準じた規定を置き、国内法に基づく課税を行なう方式が一般的である。我が国国内法では、外国法人が行なう人的役務提供事業(法人税法 138 条二号、同施行令 179条)は、PE がなくても総合課税の対象となる(法人税法 141 条四号口)。
- (41) オランダ法人が行なった匿名組合契約に係る

課税事件で、課税庁側はオランダ法人も事業に参加していると認定し、そのPEの存在を争点の1つとして第1審・控訴審で争った。しかし、匿名組合の利益分配金は日蘭条約上のその他所得に該当し、日本に課税権はないとして排斥され、最高裁は課税庁の上告を棄却したため、PE認定問題は正面からは取り上げられなかった。東京地判平17・9・30判時1985号40頁、東京高判平19・6・28判時1985号23頁(控訴審)。

- (42) 『建設業ハンドブック 2009』34 頁 (日本建設 業団体連合会、2009)。
- (43) なお、設計など、工事に関連する役務の提供については、建設業法とは別に建築士法に基づく登録申請(営業所の要件あり)が必要となる場合がある。
- (44) PE の範囲に係る最近の問題点の整理として、本庄資編著『租税条約の理論と実務』(清文社、2008) 第4章第5節「恒久的施設の範囲」(青山慶二執筆)参照。
- (45) 前述のとおり、我が国の条約例(インドネシア、フィリピン)でも、一般的なコンサルタントの役務提供と建設工事に係る監督活動が、一つの項に並列的に置かれているものがある。
- (46) パラ 42.23 の代替条文案によれば「人の存在」は 同パラの(a)型、「役務提供行為の実行」は(b)型に該当する。我が国の条約例は全て(b)型(国連モデル条約と同型)になる。
- (47) パラ 42.24 は、サービス PE を「PE の定義を拡張するもの(constitutes an extension of the PE definition)」としているが、PE の種類を増やして PE の世界を拡張するというより、固定的 PE 自体の定義 (PE のオリジナルの定義) を拡張するもののように思われる。
- (48) Brian J. Arnold, "The new services PE rule in the Canada-U.S. Treaty Protocol", 51 Tax Notes International p.189 (July 14, 2008).
- (49) Michael Mundaca 氏 (U.S. Department of Treasury deputy assistant secretary for tax policy) の発言による ("Treasury Official Touts PE Rule in Canada-U.S. Treaty", 49 Tax Notes International p.345, Jan. 28, 2008)。
- (50) Arnold, supra note (43) p.200. Arnold 氏の 論文は 2008 年のコメンタリ改正 (サービス PE 規定の挿入) 公表前のものであり、氏は米国のサ ービス PE 採用の決定がコメンタリ改正の公表に

- 先行する状況下で、コメンタリに案と異なる内容 の規定が挿入されでもしたら厄介なことになる だろうと懸念している。
- (51) 意見書は冒頭で、会計事務所が大規模多国籍企業に代わって意見を述べるものであるとしている。Baker & McKenzie(Carol A. Dunahoo), "Multinationals ask OECD to withdraw services proposal" 45 Tax Notes International (Feb. 26, 2007) p.769
- (52) 意見書は、OECD モデル 18条 (退職年金) の コメンタリに 4 種類もの代替規定が認められて いる例を指摘している。
- (53) 前掲注(2)、Part I, para95.
- (54) PEの根本的な概念に深く関わる問題であるからこそ、2000年の前後にかけて、PFの歴史にまで遡った多くの研究や議論が行なわれたのであるうと思われる。
- (55) 実務上の問題については、OECD コメンタリ (パラ 42.12) でも述べられている。